


No.・区分	10203 ハード部門（土木）
タイトル	トンネル坑口に設置する通過車両高さ制限装置（門構）
動機・改善前の状況	高さ制限を超えた工事用車両の通過による構造物の損傷並びに架線等の切断事故が懸念された。（現場内及び第三者事故を防止する）
改善・実施事項	工事用車両が高さ制限装置（門構）に接触すると運転者に大音量の警報を発する装置を制作し、高さ制限を越えた車両の通行を防止した。 ①トンネル坑口部にはブランコ式の高さ制限装置（門構）を設置した。 ②現場出入口にはゴム紐式の高さ制限装置（門構）を設置した。
改善効果	この高さ制限装置を設置することにより構造物、仮設備、架線の接触を防止することができた。 ②制限装置の構造をブランコ式及びゴム紐式としたことで車両及び制限装置の損傷を最小にすることが出来た。 ③歩行者等への第三者災害も防止できた。
活動内容 改善事項の図、 写真	 <p>①坑口に設置した高さ制限装置（ブランコ式）</p>



②現場出入口に設置した高さ制限装置(ゴム紐式)

活動内容
改善事項の図、
写真

事例提供先

(株)鴻池組

Good Practice!